

報告第10号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月31日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	平成30年3月28日	288,629円	足立区関原 在住者	平成27年7月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
2	平成30年3月28日	76,120円	足立区梅田 在住者	平成28年10月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
3	平成30年3月28日	811,140円	足立区六月 在住者	平成23年5月から平成26年3月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害

				を与えた。
4	平成30年3月30日	399,440円	足立区伊興 在住者	平成24年3月から平成26年6月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
5	平成30年3月30日	1,747,404円	足立区東伊興 在住者	平成23年8月から平成26年11月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。